

光熱費や資材費の価格高騰の影響を受けている村内事業者を支援します。

令和6年度下條村事業者物価高騰対策支援事業

①交付対象者

- ・ 村内に住所を有し、村内で事業を展開する法人及び個人事業者
(**農家**も対象になります。)
- ・ 直近1年の売上金額または販売金額(家事消費、雑収入は含まない)が36万円以上の法人
- ・ 令和5年、令和6年の売上金額または販売金額(家事消費、雑収入は含まない)が36万円以上の個人事業者

③支援金額

- ・ 村内に勤務する従業員数に応じて支援金を交付します。
但し、令和6年12月1日現在の従業員数とします。
※『従業員』の判断が難しい場合は役場振興課経済係へご相談ください。
- ・ 支援金額の算出方法は下記表のとおりです。

従業員数	支援金額
1人	一律 30,000円
2～3人	一律 50,000円
4～5人	一律 60,000円
6～7人	一律 80,000円
8～10人	一律 100,000円
11人以上	従業員数×10,000円 ※上限100万円とする

④申請期間

- ・ 令和7年1月15日～**令和7年2月28日**まで

⑤申請に必要な書類

- ・ 下條村事業者物価高騰対策支援金交付申請書(様式第1号)
- ・ 令和5年または6年分の確定申告書及び収支内訳書、青色申告決算書等の写し
法人については直近の決算書
- ・ 従業員数が確認できる書類 ※個人事業者は不要
- ・ 下條村事業者物価高騰対策支援金請求書(様式第3号)

○交付申請書及び請求書は村または商工会ホームページからダウンロードして
いただくか役場振興課または商工会でお受け取りください。

○申請書類は、役場振興課へ提出してください。

○ご不明な点などございましたら、役場振興課経済係へお問い合わせください。

下條村役場振興課経済係 TEL: 0260-27-2311